

墨田区消費者ニュース

令和4年4月発行 第185号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



成年年齢が引き下げられるので

引越し直後の訪問販売に注意しましょう！

今年、4月1日に新成人となるのは、2002年4月2日から2004年4月1日生まれの20歳未満の方です。

文部科学省の文部科学統計要覧によると、200万人以上の若者がこの春

一斉に成年年齢に到達し大人になります。また、この春卒業する高校生で、

就職や進学などひとり暮らしを始める若者も少なくありません。

悪質な訪問業者は、ただでさえ慌ただしい引越し直後を狙いマンションやアパートの管理会社と関連があるかのように装って、商品やサービスなどの契約を迫ってきます。

「居住者はみんな契約している。」などの説明に騙されないよう、その場ですぐに契約せず、必ず管理会社等へ確認しましょう。

民法で定める成年年齢



民法で定める成年年齢とは、「一人で契約することができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」を意味します。居住地や進路、高額商品の購入やクレジットカードの所持など、多くが自分の意志で決定

できるようになりますが、現在18・19歳の若者は、4月から未成年取消

～引越しのキャンセル料に決まりはあるの？～

【相談事例】

1 か月後に引越しする予定があるので、ネットで複数の引越し業者に見積りを依頼して、一番安い金額を提示した業者に電話した。その際に「今すぐ契約をすれば更に値引きする。」と言われたので、口頭で契約した。後日、見積り兼契約書が届いた。急遽、引越しが延期になったのでキャンセルしたいが、引越しのキャンセル料の考え方について知りたい。

【アドバイス】

引越しの契約では、現在多くの業者が、国が定めた「標準引越運送約款」を使用しており、一部の業者は国土交通省の許可を得た業者独自の約款を使用しています。キャンセル料を含め、契約内容は原則、契約書の記載内容に従うこととなります。

「標準引越運送約款」では、業者は利用者の都合による解約又は延期の場合に解約手数料又は延期手数料を請求することができ、引越しの当日は運賃及び料金の50%以内、前日は30%以内、前々日は20%以内と定められています。

また、解約手数料とは別に、業者はすでに実施、あるいは着手したサービスに要した費用について、見積書に明記したものに限り受け取れることになっています。

当事例の契約書を確認したところ「標準引越運送約款」に基づくと記載されていた為、その場合にはキャンセル料は前々日から発生することを説明し業者にキャンセルの申出をすぐに行うように伝えました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セル中への郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

